

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 30 日

各都道府県  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局保育課

令和元年度分の処遇改善等加算に係る賃金改善実績報告書を改正前の  
様式により既に提出している場合の取扱いについて

今年度における処遇改善等加算については、本日、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（令和2年7月30日付け府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「新通知」という。）を発出し、この中で、令和元年度分の処遇改善等加算に係る賃金改善実績報告書についても、新たに様式を定めたところとす。

一方で、既に市町村が令和元年度分の賃金改善実績報告書について提出を求め、設置者・事業者から改正前の様式により既に提出された場合の取り扱いについては、新通知の様式により改めて賃金改善実績報告書の提出を求める必要はなく、【別添1】から【別添3】までを追加的に求めることで足りることとしますので、十分ご了知の上、貴管内市町村への周知をお願いします。

問合せ先：

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）付  
給付担当

TEL：03-5253-2111（内線 38343・38346）

FAX：03-3581-2521